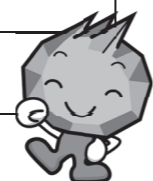


様似町新入学スマイルクーポンの支給を開始します！

今年度から、小学校等へ入学する児童・生徒の保護者を対象に、町内で使用できる地域商品券「スマイルクーポン」10万円分を入学祝い金として支給します。



対象者	入学式の日に町内に住所を有し、小学校・中学校・高等学校等に1年生として入学する児童・生徒の「保護者」	
給付額	児童・生徒一人につき「スマイルクーポン」を10万円分	
申請方法	小・中学校	入学式の日に学校より支給申請書が配布されますので、必要事項を記入のうえ役場企画調整課へ提出してください。
	高等学校等	生年月日が平成20年(2008年)4月2日から平成21年(2009年)4月1日までのかたへ支給申請書を送付しますので、在学を証明するものの写しを添付し、役場企画調整課へ提出してください。
申請期限	令和6年5月31日(金)まで	
クーポン使用期間	令和6年5月1日(水)から9月30日(月)まで	



Q. 子どもが町外の学校に入学する場合は？

A. 支給対象者は児童・生徒の保護者になりますので、保護者が町内に住所を有していれば支給を受けることができます。

Q. 高等学校等って？

A. 高等学校(全日、定時、通信制)、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校、専修学校のことです。

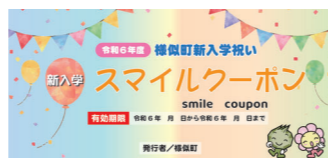
Q. 年度途中で様似に転入してきた場合は？

A. 翌年度に支給を受けることができます。

Q. 上記の生年月日以外の子どもが高等学校等に入学する場合は？

A. 支給を受けることができますので、企画調整課(TEL 36-2122)までご連絡ください。

●問い合わせ/企画調整課企画係 (TEL 36-2122)



FAQ



「チャリティー日本舞踊の集い ぎずな〜踊りと落語〜」開催のお知らせ

音羽流さまに菊輪会では、このたびは日頃のお稽古の成果を発表する会を開催しますのでお知らせします。全国的に多発している災害に備える、町の取組に対し寄付を行うため、入場料を有料としています。趣旨にご賛同いただけますと幸いです。

【日時】
5月12日(日)
13時00分開場/13時30分開演
【場所】
中央公民館
【入場料】
500円
※チケットの売上はすべて様似町防災事業に寄付します。

●問い合わせ/様似町教育委員会 (TEL 36-2521)

防災無線の放送について

鶴苫自治会を対象とした津波避難訓練の実施に伴い、次のとおり防災無線放送を行います。

<訓練を実施する場合の放送>

1回目の放送
■日時：4月21日(日)の午前9時00分
■内容：鶴苫地区周辺に、大津波警報発令の放送を行います。

<訓練を中止する場合の放送>

■日時：4月21日(日)の午前8時30分
■内容：荒天などにより訓練を中止する場合、鶴苫地区周辺に、訓練中止の放送を行います。

●問い合わせ/総務課防災・車両係 (TEL 36-2111)

AEDの設置がある民間の事業所

日高信用金庫 様似支店	ファミリー歯科	ジェイ・アール 北海道バス
コープさっぽろ 様似店	新日本電工株式会社	アポイ山荘
三和医院	ひだか東農業協同組合 様似事業所	島田歯科医院

様似消防では期間を問わず随時救急講習を受付けています。30分程度の講習も受付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。

●問い合わせ/日高東部消防組合様似支署 (TEL 36-2028)

春の交通安全運動のお知らせ

4月6日～15日

さあ青だ 踏み出す前に 再確認

- ◎ 新一年生の登下校が始まります！
- ◎ 歩行者優先！「思いやり・ゆずり合い」運転を！
- ◎ 飲酒運転は悪質な犯罪です！
- ◎ 加齢とともに運転に不安を感じるようになったかたはいませんか？
- ◎ 自転車や電動キックボードに乗るときはヘルメットを着用
- ◎ この時期は自転車を盗まれる被害が増加します！

よろしくお祈いします



●問い合わせ/浦河警察署 (TEL 0146-22-0110)

自動車免許更新時講習日程(4・5月)

会場	区分	4月	5月
様似町中央公民館	優良	17日(水)	8日(水)
	一般		8日(水)
	違反	17日(水)	
基幹集落センター(浦河町)	優良	3日(水)	1日(水)
	違反	3日(水)	1日(水)
	初回		
浦河自動車学校	一般	24日(水)	22日(水)
	初回	9日(火)	14日(火)
えりも町福祉センター	優良	11日(木)	16日(木)
	一般	11日(木)	
	違反		16日(木)

《講習時間》

優良…午後1時～午後1時30分【30分間】
一般…午後2時～午後3時【1時間】
違反…午後2時～午後4時【2時間】
初回…午前10時～午後0時【2時間】

※事前に警察署で手続きをしないと講習を受けられません

おわびと訂正
AEDの設置がある民間の事業所について
3月22日発行の広報さまにお知らせ版に掲載しました「AEDの設置がある民間の事業所」において、島田歯科医院 様が一覧に掲載されておりませんでしたので、お詫びを申し上げ訂正した一覧を掲載いたします。



自衛官募集

札幌地本アイドルモコ

自衛隊札幌地方協力本部
静内分駐所
(TEL)0146-44-2855

人権・行政合同相談

日時 4/17 (水)
13:00 ~ 15:00
場所 役場1階 町民相談室

ひだか弁護士相談センター

◆類似相談所開設日程

日時 4/9 (火)・5/14 (火)
13:30 ~ 16:00
場所 役場1階 小会議室

相談は無料。電話予約が必要です。
(TEL 0146-42-8373 平日 10:00 ~ 16:00)
申し込みされたかたは、相談時間までに役場1階町民相談室へお越しください。

◆近隣の相談所開設日程

○えりも相談所 (13:30 ~ 16:00)

【日程】 4/16・5/21

【場所】 えりも町役場

○浦河相談所 (13:30 ~ 16:00)

【日程】 4/2・5/7

【場所】 浦河町役場

○静内相談所 (13:00 ~ 15:00)

【日程】

4月 1・3・8・10・15・17・22・24

5月 1・8・13・15・20・22・27・29

【場所】 新ひだか町静内吉野町2丁目
ひだか弁護士相談センター

●申し込み・問い合わせ /

札幌弁護士会ひだか弁護士相談センター
(TEL 0146-42-8373 平日 10:00 ~ 16:00)



定期的に点検しよう

10年経ったら交換しましょう

住宅用火災警報器 交換のおすすめ

**ゴールデンウィーク
公共施設の休業日のお知らせ**

機関・施設名	電話番号	休業・休館日
役場	36-2111	
中央公民館	36-2521	4月29日(月)
スポーツセンター	36-3708	5月3日(金) ~ 5月6日(月)
図書館	36-4181	
郷土館	36-3335	5月7日(火) ~ 5月9日(木)
クリーンセンター	36-5300	4月29日(月) 5月3日(金) ~ 5月6日(月)

北リアスの砂浜に魅せられて
岩手県 **野田村**

**No.264
野田村パエリアの
浸透に向けて**

村内5事業者が参加した野田村パエリアコンテストの表彰式が、3月14日に村保健センターで開催されました。審査員は岩手県盛岡市在住の料理研究家・小野寺恵先生。村ならではの食材を使用し、それぞれ特徴のある調理方法で作られたオリジナルのパエリアに講評をいただきました。

村の新たなご当地グルメとして浸透するよう続けてきた野田村パエリアプロジェクト。これからも、そのおいしさを村内外に広めていきます。



左から、国民宿舎えぼし荘、村食生活改善推進員協議会、かまどのつきや Osteria Vai-getsu (オステリア バイゲツ)、洋食・旬彩料理みなみ

国民年金

**産前産後期間の
国民年金保険料が
免除になります**

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になり、出産予定日の6か月前から手続きができます。

お住まいの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めにご手続きをお願いします。


●問い合わせ / 苫小牧年金事務所 (TEL0144-36-6135)
または 税務町民課国民年金係 (TEL 36-2112)

春の全道火災予防運動 4月20日(土) ~ 4月30日(火)

火を消して 不審を消して つなぐ未来

4つの習慣


- ・寝たばこは絶対やめましょう。
- ・ストーブの周りに燃えやすいものを置かないようにしましょう。
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう。
- ・コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜きましょう。



住宅防火 いのちを守る 10のポイント

6つの対策

- ・ストーブやこんろは安全装置の付いた機器を使用しましょう。
- ・住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換しましょう。
- ・部屋を整理整頓し、寝具やカーテンは防災品を使用しましょう。
- ・消火器を設置し、使い方を確認しましょう。
- ・お年寄りや身体の不自由な方は、避難経路や方法を確保し備えましょう。
- ・防火防災訓練への参加や戸別訪問などにより、地域ぐるみで防火対策を行いましょ。



※火災予防期間中、事業所や各種団体及び自治会等において、消火訓練や避難訓練、防火映画の上映など予定がありましたら下記にお問い合わせください。

●問い合わせ / 日高東部消防組合様似支署 (TEL 36-2028)

津波災害時の役場屋上への避難について

町では、津波災害時の緊急避難場所として役場屋上を『津波避難ビル』(※)に指定していますが、役場屋上への避難にあたっては次の事項をご承知おきいただくようお願いいたします。

※『津波避難ビル』とは

津波から逃げ遅れてしまった場合や、高台までの移動が難しい人が緊急的に逃げ込む建物



1. 役場の開放体制について

津波警報又は大津波警報が発令された場合は、夜間・休日に関わらず町職員又は庁舎警備員が速やかに役場庁舎を開放いたします。

また、避難にあたって町職員や庁舎警備員への声掛けや許可を得る必要はありません。

2. 役場屋上への避難に係る注意点

津波からの避難は高台避難が原則とされています。これは、津波避難ビルに避難した場合、想定よりも大きな津波が襲来した際にさらに高いところへ避難することができないためです。

役場屋上への避難は次のような場合に限って下さい。

①避難開始が遅れてしまい、高台への避難が間に合わない場合

②身体上の理由等により高台への避難が難しい場合

3. 役場庁舎の津波に対する構造強度について

役場屋上は地面からの高さが13.1mで、役場付近の想定津波高12.2mに対し高さは足りる見込みですが、津波の波力や流されてくる建物・車・船舶等の衝突を見越した強度計算を行って建築した建物ではないため、津波によって建物の倒壊・転倒・滑動等が発生する可能性があります。

役場屋上への避難については、こうした課題を認識のうえでご判断いただくようお願いいたします。

4. 大通第1団地(5階建棟)について

大通第1団地(5階建棟)については過去に津波避難ビル指定を行っていましたが、令和3年7月に道が公表した最新の津波浸水想定において、団地周辺の想定津波高が14.8mとなり、最大津波に対して建物の高さが不足することとなりました。

そのため、津波避難ビル指定を解除していますので、改めて周知いたします。

●問い合わせ / 総務課防災・車両係 (TEL 36-2111)